

2010年10月27日

宮城県環境生活部

食と暮らしの安全推進課食品企画班 御中

みやぎ食の安全安心基本計画（第二期）中間案に対する意見

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ

住所：仙台市青葉区柏木1-2-45

フォレスト仙台5F

電話番号：022-276-5162

座長 齋藤 昭子

構成団体

宮城県生活協同組合連合会会長理事	齋藤 昭子
特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援社代表理事	小林 達子
主婦連合会仙台支部会長	勝又三千子
宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	三浦 絢子
宮城県消費者団体連絡協議会会長	熊谷 睦子
みやぎ生活協同組合理事長	齋藤 昭子
生活協同組合あいコープみやぎ理事長	吉武 洋子
財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事長	長谷川公一

2009年9月に消費者庁が設置され、これまでの縦割りの行政に対して、消費者行政の「一元化」を目的として歩みを始めました。そして食品衛生法を始め食品の安全に関する様々な法律も消費者庁に移管されました。食品の安全行政をもとめる運動は、消費者行政の充実をはかっていくことと関連していくこととなります。

1997年発足した『食品の安全行政をすすめる懇談会』は、食品の安全行政をすすめる活動に加えて、消費者行政の充実強化についても取組みをすすめていくこととし、『消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ』として、活動をすすめています。

「みやぎ食の安全安心推進条例」は『食品の安全行政をすすめる懇談会』が宮城県に食品の安全に関する条例の制定を強く働きかけ制定に至りました。5年を経て、第二期の基本計画がよりよいものになることを願って以下の意見を提出します。

1 第1-2(4)計画の期間について

計画の期間は5年でいいと思いますが、食の安全をめぐる環境は国内外の状況で大きく変化することがあります。それに備えて、必要な場合には見直す旨について明記してください。

2 第4-1-(1)(ハ) 事業者に対する支援について

「みやぎ食品衛生自主管理・登録認証制度」に事業者が取り組むことは大変なことです。しかし、制度自体は県民の認知度が低いと言わざるをえません。宮城県として県民への認知度を上げることも計画にのりよう求めます。

3 第4-2-(1) 情報共有及び相互理解の促進について

(1) 遺伝子組換え作物や健康食品の情報提供について

名古屋でCOP10が開催され、遺伝子組換え生物についても議論が繰り広げられており、大きな関心事となっています。宮城県においても、遺伝子組換え作物の栽培に関する指針が策定され、県民への情報提供が明記されました。

「健康食品」については様々な被害が発生しています。継続的な情報提供が必要です。「情報の収集、分析及び公開」に、「遺伝子組換え作物や健康食品の情報提供について」特記することを求めます

(2) 県民の意向把握と迅速でわかりやすい情報提供における消費者団体の活用について

この間、宮城県内の消費者団体は食品の安全を求めてネットワークをつくり活動してきました。このネットワークを県民の意向把握や情報提供時に活用するべきだと考えます。「県民の意向把握と迅速でわかりやすい情報提供」について消費者団体と連携、及び活用を求めます。

4 第4-2-(2) 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援について

「食品安全基本法」が制定され「食品衛生法」の大改正後も食品偽装事件など明らかな違法行為が多発しました。このような事業者は少数です。しかし、多くの事業者および従業員がコンプライアンス意識を常に確認しより高めていくことが求められています。そのきっかけになるのが、生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の仕組み「みやぎ食の安全安心取組み宣言」(以後 取組み宣言)だと考えます。今回の基本計画策定に先立ち、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動あり方検討についての報告書」(以後 あり方検討)が出され、そのなかで「みやぎ食の安全安心取組み宣言」の改正案が記載されました。「中間案」ではマークのみがリニューアルされるような印象を与えます。「あり方検討」において、「取組み宣言」については事業者のメリットということを意識して改正されています。「取組み宣言」全体がリニューアルされること、宮城県の支援について明確にわかるような記述を求めます。

5 第4-3 食の安全安心を支える体制の整備について

(1) 消費生活条例に基づく必要な調査・危害防止の勧告・公表

消費者庁が創設され、国の食品の安全政策の枠組みも変わってきています。食の安全安心推進条例には、明記されていない、調査・危害防止の勧告・公表について、消費生活条例に基

づきすすめるべきです。消費生活センターの苦情から食品の危害情報を読み取り未然防止をすることなども重要になってきます。「食の安全安心を支える体制の整備」として「消費生活条例に基づき必要な調査・危害防止の勧告・公表を行なうことを」を求めます。

(2) 自主回収の運用と周知

自主回収報告制度を宮城県食品衛生施行条例に規定しました。適正な時期に事業者が自主回収するということは、消費者にとって大きな安心になります。自主回収制度についていっさいふれていません。また、事業者の自主回収に対する考え方にも差があります。「食の安全安心を支える体制の整備」として「自主回収の運用と周知」を求めます。

(3) 試験検査体制の強化

現在、国産青果の残留農薬の検査について、外部検査機関に委託しています。宮城県の「食の安全安心推進条例」において『(体制の整備及び連携の強化) 第十条 県は、食品の安全性を確保するための試験研究体制の整備をする』と規定しています。

平成 18 年 5 月に残留農薬等の規制として、ポジティブリスト制度が導入され、この制度により、規制の対象となる残留農薬等の種類が大幅に増加しています。宮城県は県内食料自給率向上をめざし、環境保全米で販路拡大を推進するとしています。宮城の農産物の安全性をアピールする意味でも、「食の安全安心を支える体制の整備」として「試験検査体制の強化」を求めます。またアレルギー表示が義務付けられている特定原材料（小麦、そば、落花生、乳、卵、えび、かに）についての検査体制の充実強化も求めます。

以上

この件に関する問合せは、以下までお願いします。

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ
事務局団体 宮城県生活協同組合連合会
専務理事 野崎和夫

住所：仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5F

電話番号：022-276-5162 F A X：022-276-5160

E-mail：sn.m10046kn@todock.jp